町の文書資料（人別書上控）

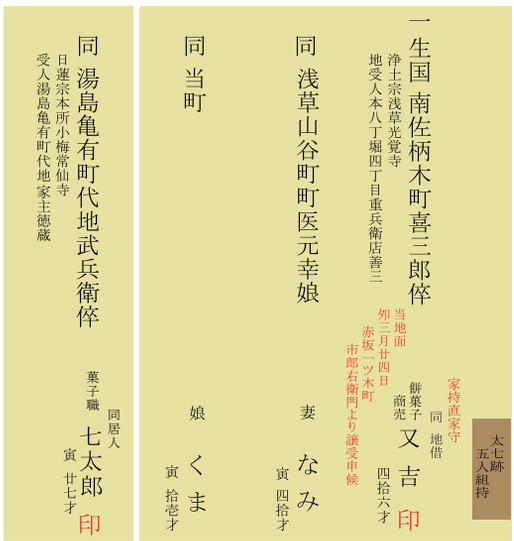

この史料は、現在の新宿区四谷一丁目にあたる、麹町十二丁目で作成された「人別書上控」の一部分です。麹町十二丁目には、元治２年（1865）、慶応２年（1866）、明治元年（1868）、３冊の「人別書上控」が遺されています。かつての江戸の町の中で「人別書上控」は20冊余りしか遺っておらず、たいへん貴重なものといえます。

人別書上控は、調査当時の居住者が判明する、現在で言えば戸籍簿、住民台帳に類する資料で、町内に居住している住民の生国、宗旨（しゅうし）、旦那寺（だんなでら）（檀家寺）、請人（身元引受人）となった者の住所、氏名を記したものです。さらに家持（いえもち）（家屋敷をもつ者）、家主（やぬし）（「家守」とも呼ばれ、家持から町屋敷の管理を委託され、地代や家賃を徴収する者。いわゆる大家）、地借（じがり）（地代を払って土地を借り、自分で家屋を建てた者）、店借（たながり）（家屋や店舗を借りて住む者）といった当主の身分、職業、名前、年齢を書き上げ、その時点で町に暮らしていた住民がわかります。記述は一つの店を差配する家主ごとにまとめられ、はじめに家主が書かれた後、家主の家族、雇い人と記載が続き、その後に店内に暮らしている人々が続いています。記載は家族単位でなされ、20 才以上の男性名の下には黒墨の捺印があります。

人別書上控は、天保 13 年（1843)3 月 26 日に出された「人返し令」と称される町触で、調査及び記載方法、提出時期等が決められました。そこでは毎年４月に町ごとに居住している人を確認し、その帳面を町奉行所に差し出し、控えを町名主が保管することとなっています。調査は家主が行い、その後に名主が１人ずつ確認して人別書上控に捺印させることになっていました。また、９月には４月に奉行所に提出した人別書上控が町へ下げ渡され、町ではその後の増減等の変動について記録することとなっています。麹町十二丁目の「人別書上控」も、そのような方針の下に作成されたと考えられます。

解読文の冒頭に書かれている又吉とは、常設展示の店蔵のモデルとなった菓子商荒井谷（あらいや）を営んだ家の当主です。記載を見ると、又吉は南佐柄木町（現・中央区銀座）の喜三郎の倅として生まれました。宗旨は浄土宗で、浅草の光覚寺が旦那寺となっています。また、麹町十二丁目に住む際の身元保証人である地受人は、本八丁堀四丁目（現・中央区八丁堀）重兵衛店に住む善五郎です。

又吉は餅菓子商売を営み、この年には数えで 46 才なので、文政 2 年（1819）生まれとなります。妻は浅草山谷町（現・台東区東浅草二丁目など）生まれ、同所の町医者元幸の娘なみで、この年 40 才となっています。娘は 11 才のくまです。

その後に同居人として 27 才の菓子職七太郎がみえます。七太郎の生まれは湯島亀有町代地（現・千代田区平河町二丁目）です。同所の武兵衛の倅で、日蓮宗本所小梅（現・墨田区向島一丁目など）にある常仙寺が旦那寺です。またここに奉公する際の保証人である受人は出生地である湯島亀有町代地の家主徳蔵となっています。

こうして見ると、餅菓子商売を営んでいる又吉は家族 3 人と、餅菓子屋で働く職人 1 人の、計 4 人でここに暮らしていることがわかります。

又吉の名前の横には紙が貼付され、「太七跡五人組持」と書かれています。これは本来この店を管理してきた家守太七が不在となったため、太七の五人組である隣接地の家主たちが共同してこの店を管理している状態であることを示しています。このため、この「人別書上控」の前丁に登場する、この店で最初に記載されている人物の肩書部分には、「五人組持地借」と書かれ、又吉も含めたこの店の地借には全て肩書部分に「同」と記され、この店が五人組持ちであることがわかります。

この史料が作成されたのは慶応 2 年（1866）4 月ですが、次の人別調べがあるまでの変動事項は、朱字で加筆されています。地借であった又吉は「家持直家守」と朱で書かれており、さらに、慶応 3 年（1867）3 月に赤坂一ツ木町（現・港区赤坂五丁目）の市郎右衛門から家屋敷を譲り受けたことが書かれています。又吉は家屋敷を持つ家持になったとともに、この店を管轄する家主になったことがわかります。

元治 2 年（1865）、慶応 2 年（1866）、明治元年（1868）の 3 冊が遺っている「人別書上控」に、又吉家がそれぞれどのように書かれているかを見ると、元治 2 年では、土方人足受負の家持、吉五郎を筆頭とし、地借 5 名と共に又吉は記載されています。しかし慶応 2 年では、この店の筆頭者は小間物商売亀次郎となっています。その年は又吉も含めて 5 人の地借がいます。そして明治元年には、又吉は家持直家守と書かれて店の筆頭者となり、その後に地借 7 名とその家族が書かれています。慶応 2 年の朱書きのとおり、慶応 3 年 3 月 24 日に家屋敷を取得し、家持直家守となったためです。

元治 2 年の又吉が居住する店の筆頭者は家持吉五郎です。しかし、その後に記載されている小間物商売亀次郎は、店を管理する家主がおらず、家主の五人組が管理している土地を借りている「五人組持地借」と書かれています。店ごとに書かれた「人別書上控」の筆頭者の位置にありながら、家持吉五郎は店を差配しておらず、五人組が店を管理していたと推測されます。

この家持吉五郎は元治 2 年 4 月に人別書上控が作成された直後、同居していた養母と共に欠落して居なくなってしまいました。当時の欠落は消息不明になることです。この事実はすぐに奉行所に報告され、翌月の 5 月 24 日には、欠落が正式に届け出されています。吉五郎が欠落のため不在であることから、吉五郎の名の下には捺印がありません。吉五郎は 62 才、養母は 70 才と、当時としては両者ともに高齢です。その後の消息は不明ですが、家持ではあるが、店の差配はしていない、またはできない、家計や家庭の状況を暗示している出来事です。